

第
4
章

第5期吹田市障がい福祉計画

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本目標

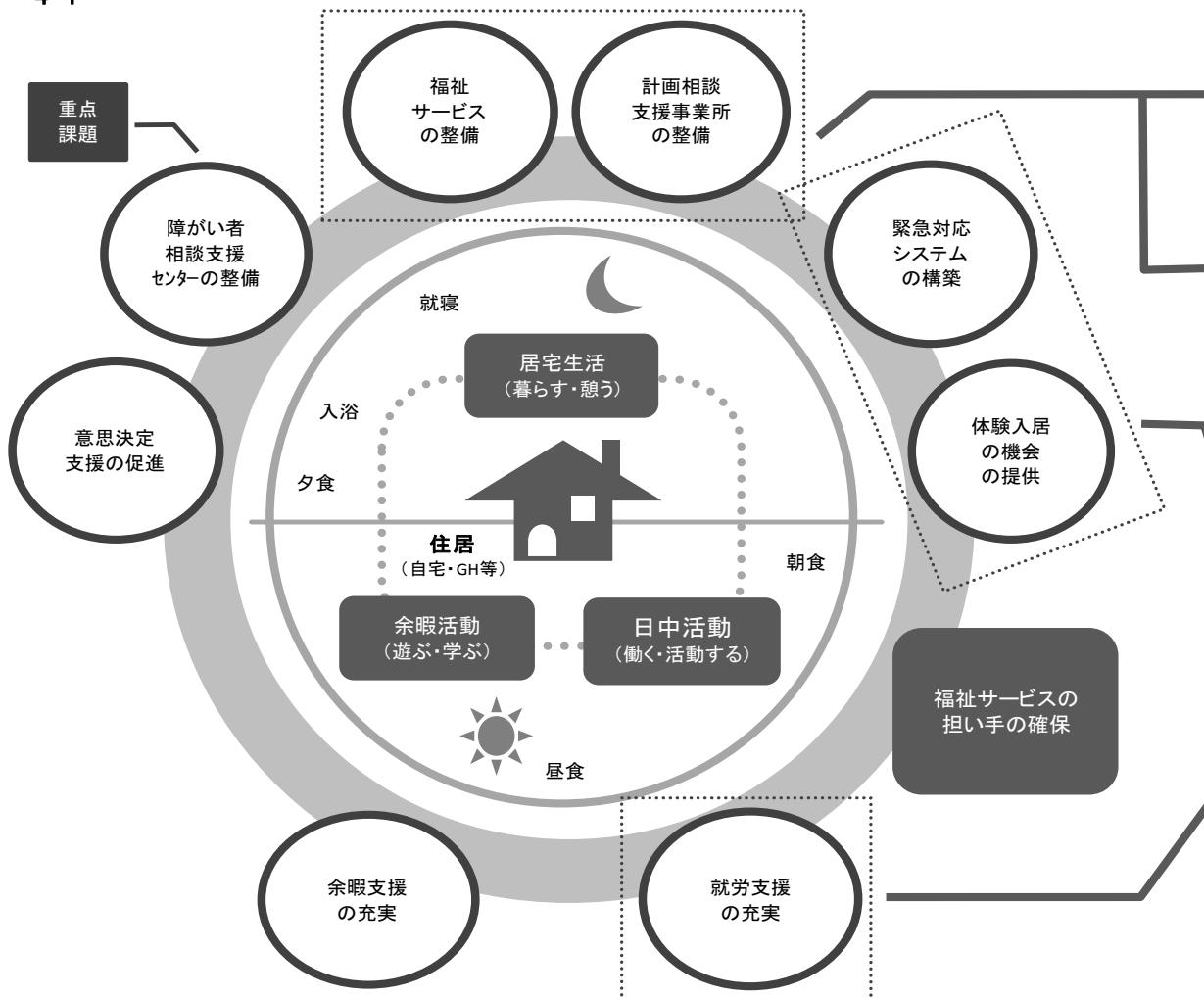
● 計画推進の視点

第5期計画では、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざし、障がい者の自立と社会参加を推進するため、その支援体制の構築と福祉サービスの充実に取り組みます。

障がい者の個々の生活の個別性を尊重しながら、障がいの有無に関わらない一般的な1日の生活の流れに沿って、その生活場面を家の中で過ごす場面（居宅生活）と家の外で活動する場面（日中活動・余暇活動）の大きく2つに分けた上で、それぞれの場面においての具体的な福祉サービスの課題を明らかにし、8つの重点課題を掲げ、実生活に即した障がい福祉サービスの整備を図り、障がいの重度化、家族の高齢化に対応できるよう『親がかり（家族介護）を前提とした支援体制の構築、福祉サービスの充実』をめざします。

-全体構成図-

4-1



【計画推進の視点】

『親がかり(家族介護)』を前提としない支援体制の構築と福祉サービスの充実

● 第5期計画の全体構成

4-1 基本的な考え方では、障がい福祉サービスの全体的な整備に関する本市の考え方及び具体的な取組をまとめています。

4-2 障がい福祉サービス等の提供体制の整備等では、特定の障がい福祉サービスの整備に関する国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、成果目標としています。

4-3 障がい福祉サービス等の種別ごとの必要見込量では、障がい福祉サービスの整備の度合を計るための指標として、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの各年度における障がい福祉サービス等の種別ごとの必要な量を活動指標としています。

4-2

4-3

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の減少

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム(障がい版)の構築

- 障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

障がい者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

福祉事業所から一般就労への移行等

- 福祉事業所利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
- 一定の就労移行率の達成
- 工賃の向上

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型・医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者数の減少

- 就労移行支援の利用者数、利用日数

- 福祉事業所(就労移行支援・就労継続支援A型／B型・自立訓練・生活介護)利用者から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 工賃の目標額

1) 居宅生活（暮らす・憩う）の支援体制の整備

① 重点的な課題

重点課題 1 福祉サービス及び計画相談支援事業所の整備

ホームヘルパー、グループホーム等の障がい福祉サービス事業所の充実を図るとともに、計画相談支援事業所の充実を図り、相談から必要とする障がい福祉サービスに円滑につながるレファレンス*機能の強化（計画相談支援事業所の整備）を図ります。

併せて、ホームヘルパー等のサービスの支給決定にあたっては、それぞれの生活に応じ、必要となるサービス量を柔軟に決定するよう努めます。

また、障がい福祉サービス等の整備については、下記のとおり制度の谷間にあるものを特に意識して取り組みます。

(谷間にある施策の充実)

- 精神障がい者施策
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい者施策
- 強度行動障がい者施策
- 発達障がい者施策
- 聴覚障がい者・盲ろう者施策
- 中途障がい者・高次脳機能障がい者施策
- 難病・慢性特定疾患者施策

*レファレンス

レファレンスとは、「図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料等を求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務」を指す言葉ですが、ここでは、障がい福祉サービス利用者が必要とするサービスを求めた際に、相談支援専門員が適切にサービスにつなげることを表しています。

重点課題 2 障がい者相談支援センターの整備

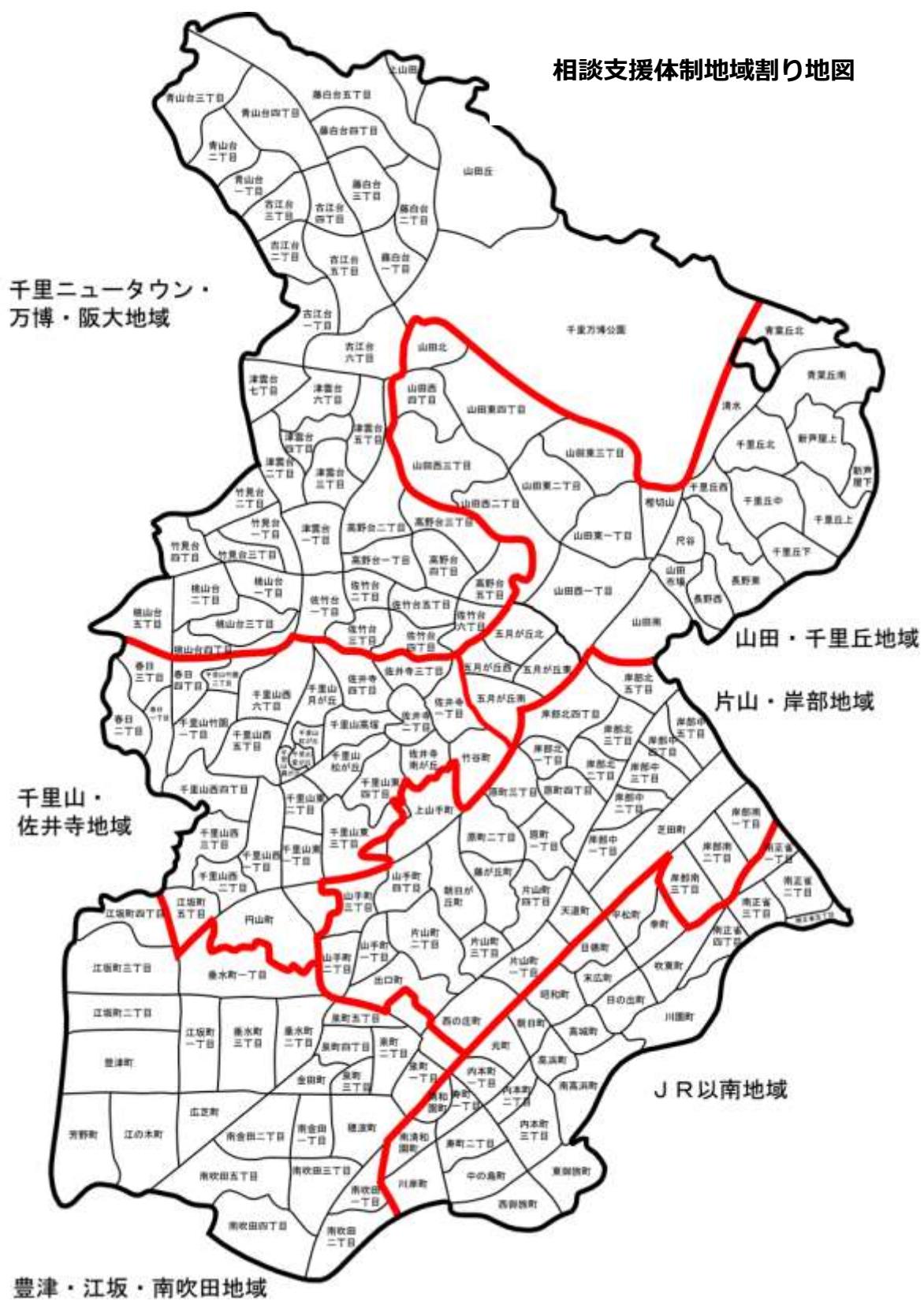
福祉サービス利用の相談に限らず、地域で生活する障がい者の多様なニーズに寄り添うことができるよう、身近なところで気軽に何でも相談でき、制度、サービス、情報、仲間等とつながることができる障がい者相談支援センターを整備します。

(地域割による相談支援体制の整備)

身近な地域で相談できるよう、市域を次頁の地図のとおり6地域に分割し、各地域に1か所ずつ障がい者相談支援センターを配置し、障がい種別や年齢に関係なく、日常生活において困りごとが起こった時に、まず、相談できるところがある相談支援体制を整備します。

- 千里ニュータウン・万博・阪大地域
- 千里山・佐井寺地域
- 豊津・江坂・南吹田地域
- 山田・千里丘地域
- 片山・岸部地域
- ＪＲ以南地域

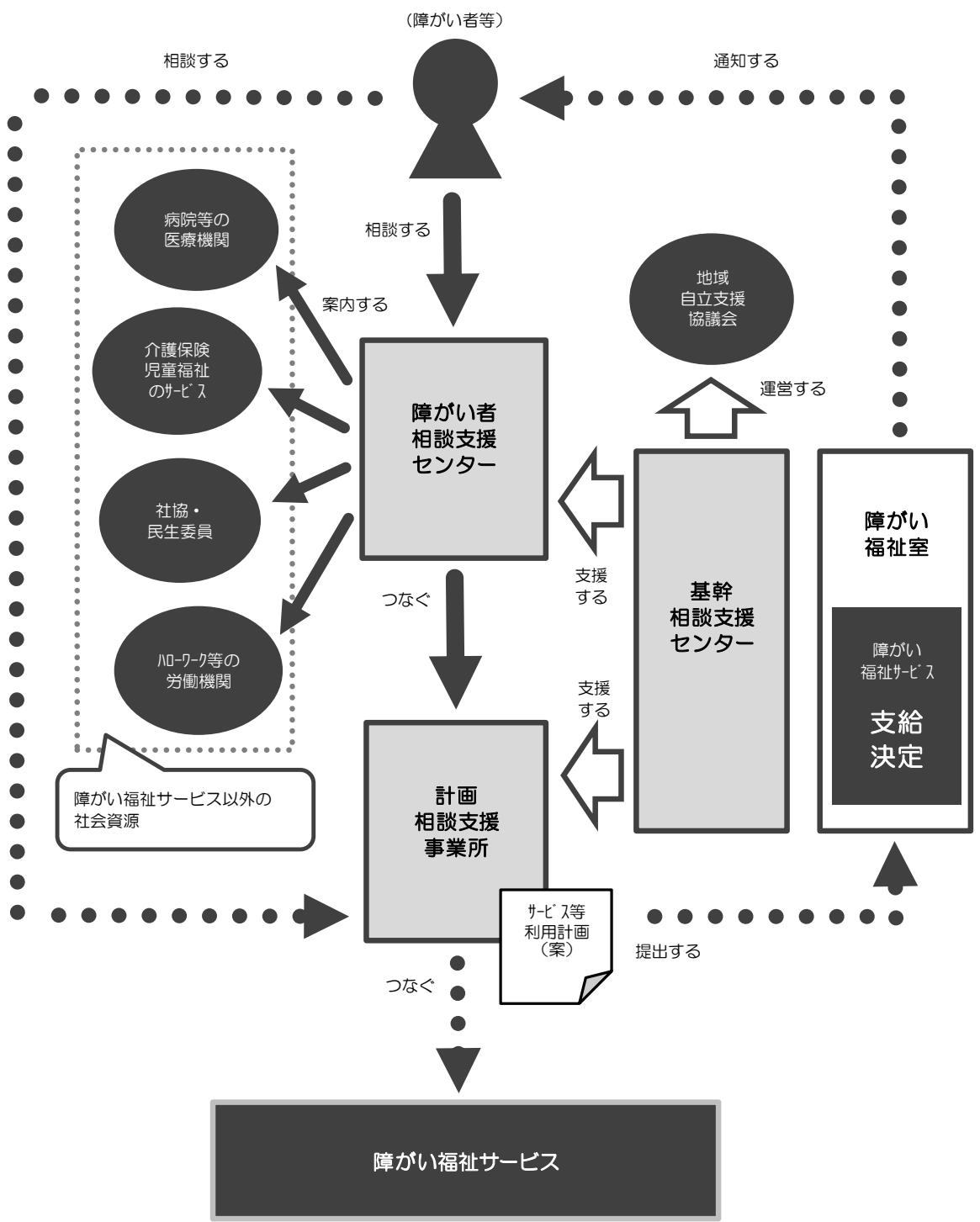
相談支援体制地域割り地図



■相談支援事業比較一覧

相談の名称	障がい者相談支援	計画相談支援	基幹相談支援センター
事業所の名称	障がい者相談支援センター	計画相談支援事業所	基幹相談支援センター
事業所の配置	市域6カ所 (地域割り)	市域各所	市域1カ所 (障がい福祉室内)
事業の名称	障がい者相談支援事業 (地域生活支援事業)	計画相談支援 (介護給付サービス)	基幹相談支援センター (地域生活支援事業)
相談の特徴	<p>① 日常生活において困りごとが起こった時、まず、相談できるところ</p> <p>② 身近なところで、気軽に何でも相談でき、制度、サービス、情報、仲間等とつながるところ</p>	<p>① 障がい福祉サービスの利用について、相談できるところ</p> <p>② 希望する生活をかなえるために、どのようなサービスを利用すればいいかを一緒に考えてくれるところ</p>	<p>① 地域の相談支援体制の拠点となるところ</p> <p>② 主に障がい者相談支援・計画相談支援の事業所等を支援するところ</p>
相談の内容	<p>① 「暮らし」に関すること</p> <p>② 「働くこと」に関すること</p> <p>③ 「健康」「医療」に関すること</p> <p>④ 「お金」に関すること</p> <p>⑤ 「教育」に関すること</p> <p>⑥ 「権利」に関すること等</p>	<p>① 心身の状況、生活環境、サービス利用に関する希望などを聴き「サービス等利用計画案」を作成する。</p>	<p>① 対応が困難な事例への対応や権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着に係る支援など、地域のセーフティネットとしての役割を担う</p> <p>② 地域の課題を把握し、地域の支援ネットワークの強化を図ることや、社会資源を創設していくことで、その課題を解決していく地域づくりの役割を担う</p>
参照ページ	p72,74,84,85	p72,74,83	p84,85

■相談支援の流れ図



※ 相談支援の流れ図については、基本的な例として示すものであり、実際には、様々な事例に応じ、障がい者相談支援センターと障がい福祉サービス以外の社会資源は双方向の矢印の関係にあります。

重点課題 3 緊急対応システムの構築及び体験入居（生活体験・訓練）の場

（機会）の提供

地域生活支援拠点等の整備^{*}を進めるにあたり、地域において緊急時の対応（利用）ができる短期入所事業所等の整備と一人暮らし、グループホーム等で自立して生活するための練習ができる体験型のグループホームの整備に、重点的に取り組みます。

* 地域生活支援拠点等の整備

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えつつ、地域における障がい者の生活支援のために求められる5つの機能を集約した拠点等（地域生活支援拠点等）の整備の方向性を定めています。

- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

重点課題 4 意思決定支援の促進

定量的な障がい福祉サービスの基盤整備だけでは解決できない福祉サービス利用に際する「意思表示」「意思決定」に対する支援サービス（成年後見制度^{*}、日常生活自立支援事業等）の利用促進に取り組みます。

併せて、虐待防止の推進も必要です。その他、手話言語条例の検討、差別解消法の啓発、法人後見の研究等、総合的に取り組みます。

* 成年後見制度利用促進

知的障害、精神障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することです。しかし、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていません。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。政府においては、今後、この法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を定め関係府省が連携して成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

（内閣府ホームページより引用）

★ 課題解決のため整備が必要な福祉サービス等

- a 訪問系サービス (居宅介護) (行動援護)
(重度訪問介護) (重度障がい者等包括支援)
(同行援護)
- b 短期入所サービス
- c 居住系サービス (グループホーム) (自立生活援助)
(施設入所支援)
- d 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- e 地域生活支援事業 (理解促進研修・啓発事業) (相談支援事業)
(成年後見制度利用支援事業) (成年後見制度法人後見支援事業)
(移動入浴サービス事業)

② 現行サービス、基盤整備の考え方及び具体的な取組

a 訪問系サービス

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、部屋の掃除、洗濯等を行います。通院の付き添いも行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、常時介護を必要とする障がい者が対象。自宅での入浴、排せつ、食事の介護等から外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいがあり、移動が困難な人が対象。外出に同行して移動を支援とともに外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な排泄、食事の介護等を行います。
行動援護	行動上著しい困難がある人で常時介護を必要とする障がい者が対象。行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者で介護の必要の程度が著しく高い人が対象。居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に組み合わせて支援を行います。

【基盤整備の考え方】

- 障がい福祉サービス等の基盤整備を図り、障がい者の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが必要です。特に、医療的ケア等に対応できる事業者の参入について積極的に取り組む必要があります。こうした事業を支える専門的な人材の養成・確保策の検討が必要と考えます。

【具体的な取組】

- 障がい者の多様なニーズに応じたサービス提供量の確保に向け、医療的ケアを行うための喀痰吸引等（痰の吸引・経管栄養）研修、同行援護従業者研修、強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）等の受講支援に取り組みます。
- 重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。

b 短期入所（ショートステイ）サービス

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時等に、支援施設等へ短期間の入所を必要とする障がい者が対象。宿泊に伴う入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。

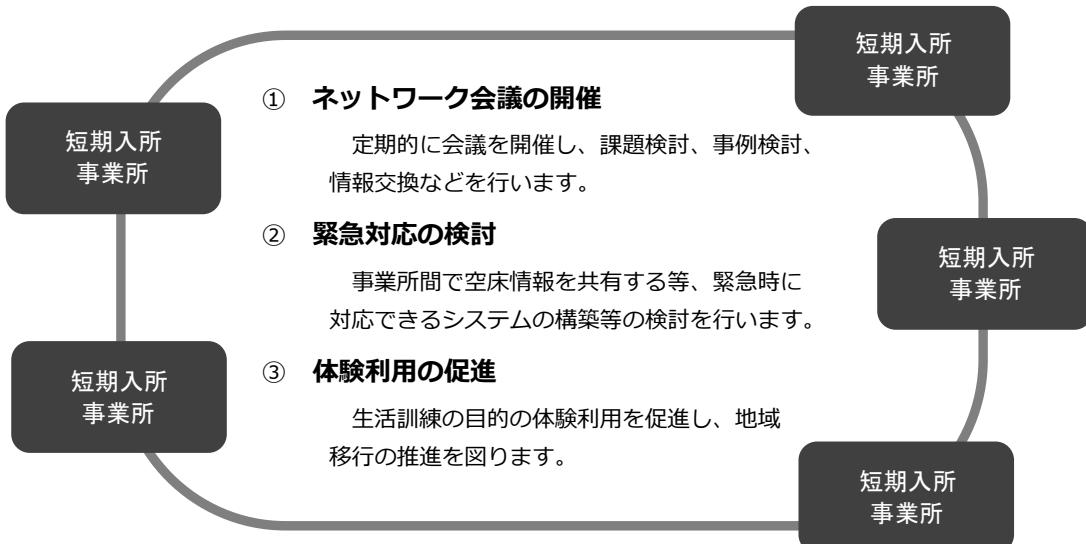
【基盤整備の考え方】

- 短期入所については、障がい者が地域で安心して暮らしていくために必要なサービスであり、その充実を図っていくことが重要です。特に、医療的ケアの必要な障がい者への対応が喫緊の課題となっていることから、その整備について積極的に取り組むとともに、精神障がい者が安心して利用できる短期入所事業所の整備も必要と考えます。

【具体的な取組】

- 短期入所事業所のネットワークを構築し、事業の効率化を図りながら、利用者の多様なニーズに対応できるように取り組みます。
- 緊急時の利用に対し、柔軟に対応できるよう、緊急対応コーディネーターの配置の事業化に取り組みます。
- 一人暮らし、グループホーム等で自立して生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促します。
- 医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう事業所の整備を図るとともに、市民病院等の医療機関をはじめとした関係機関との連携に取り組みます。

— 短期入所事業所ネットワークのイメージ —



c 居住系サービス

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
グループホーム (共同生活援助)	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の支援が必要な人、または食事や入浴等の介護等を必要とする人が対象。家事や、日常生活における相談支援、関係機関との連絡調整、食事、入浴、排せつ等の介護等必要な支援を行います。
施設入所支援	自宅での生活が困難なため、施設に入所している人が対象。食事、入浴、排せつ等の介護等の必要な支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力を補う観点から、適時のタイミングで必要な助言や関係機関との連絡調整等を行います。

【基盤整備の考え方】

- 障がい者の地域生活を推進していくためには、安心して暮らすことのできる居住の場の確保が不可欠です。家族の高齢化や居住ニーズの多様化に対応するため、グループホーム等の設置をさらに促進していく必要があります。また、加齢に伴う障がい状況や健康面等の変化にも対応する支援が求められ、後見的支援、夜間や緊急時への対応等、地域生活に必要とされる支援を提供できるためのシステムづくりも必要と考えます。

【具体的な取組】

- グループホーム整備のために「建て貸し方式」（土地所有者が新規に建設した建物をグループホーム事業者に賃貸する方法）の事業化等に取り組みます。
- 医療的ケアが必要、強度行動障がい等の重度障がい者が安心して暮らすことのできるグループホームの整備を推進するために、施設整備費補助の拡充に取り組みます。
- グループホームの設置を促進するため、障がい者に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識についての啓発活動に取り組みます。
- 施設入所支援については、待機者の状況把握と入所調整により、必要な人が利用できるよう取り組みます。
- 福祉施設からの地域移行、親元からの自立に際して、経過的に利用できる暮らしの場として、体験型のグループホームの整備に取り組みます。

d 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者に、サービス等利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
地域移行支援	障がい者支援施設、保護施設等に入所または精神病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保、その他の地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	地域移行支援で地域での生活を始めた人が、安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時においても必要な支援を行います。

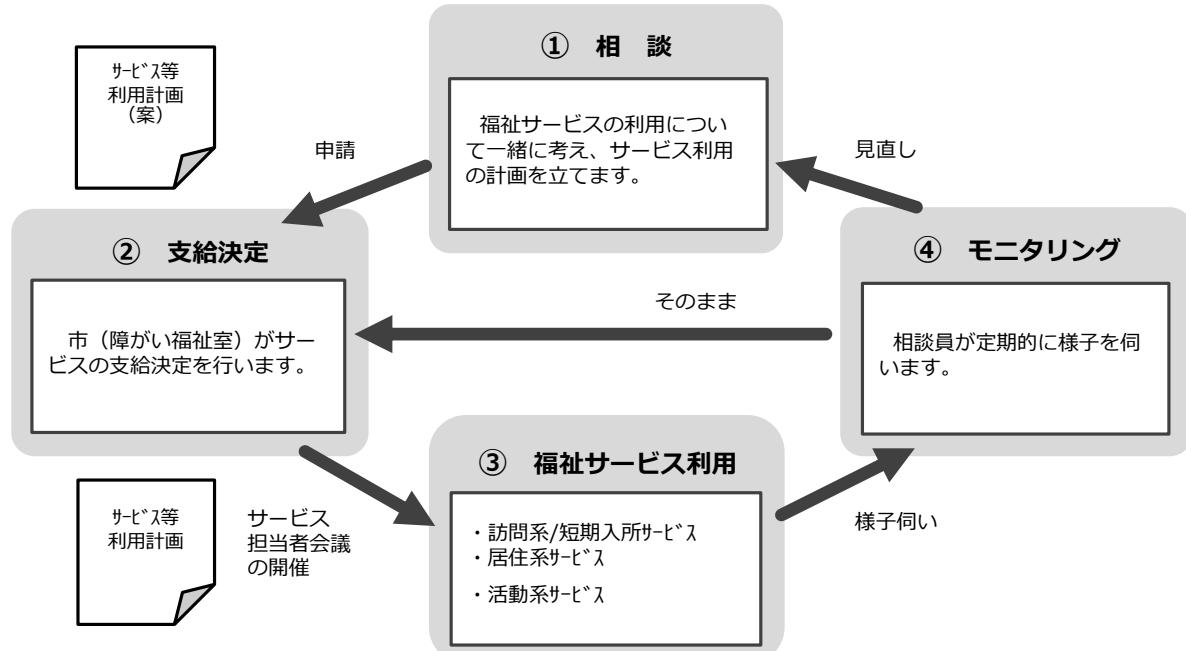
【基盤整備の考え方】

- 計画相談支援等について、利用ニーズに応じて、それぞれの障がい特性に適切に対応できる十分な数の事業所を確保するとともに、相談支援専門員のスキルアップを促すことが必要と考えます。

【具体的な取組】

- すべての障がい福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画書が作成できるように、事業所の整備及び運営の安定化を図るためにモニタリングのあり方を検討します。
- 市内の計画相談支援事業所が集まって組織している「計画相談支援事業者連絡会」と連携し、合同の研修会を企画する等、相談支援専門員のスキルアップを促します。

【計画相談支援チャート図】



e 地域生活支援事業

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
理解促進研修 ・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者の権利擁護のために必要な支援を行うとともに、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的に支援します。
	基幹相談支援センター
	基幹相談支援センター等機能強化事業
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。
	介護訓練支援用具
	自立生活支援用具
	在宅療養等支援用具
	情報・意思疎通支援用具
	排せつ管理支援用具
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
移動入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

【基盤整備の考え方】

- 障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざし、障がい者の自立と社会参加を推進するためには、障がい者に対するさらなる理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、さまざまな啓発等の取組を粘り強く着実に展開していくことが必要です。そのため、理解促進研修・啓発事業の積極的な取組が重要と考えます。
- 障がい者相談支援事業については、地域における相談支援体制の整備のため、障がい者相談支援センター、計画相談支援事業所、基幹相談支援センターが役割を分担し、有機的な連携を図るとともに、訪問相談、ピアカウンセリング等、多様なニーズへの対応等、重層的な支援体制の構築が必要と考えます。

【具体的な取組】

- 相談支援事業 -

- 身近な地域で相談できるよう、市域を6地域に分割し、各地域に1か所ずつ障がい者相談支援センターを配置し、障がい種別や年齢に関係なく、日常生活において困りごとが起こった時に、まず、相談できるところがある相談支援体制を整備します。
(地域割り地図) ⇒ 75ページ参照
 - 千里ニュータウン・万博・阪大地域
 - 千里山・佐井寺地域
 - 豊津・江坂・南吹田地域
 - 山田・千里丘地域
 - 片山・岸部地域
 - ＪＲ以南地域
- 困難事例の対応、研修会の開催等、基幹相談支援センターの障がい者相談支援センター、計画相談支援事業所に対するバックアップ機能の強化に取り組みます。
- 成年後見制度利用支援事業については、関係機関等と連携し、普及啓発を推進するとともに、今後も市報すいたやホームページ等を活用し制度の周知に取り組みます。また、必要に応じて、市長申立の積極的な活用に努めます。

- 訪問入浴サービス事業 -

- 在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続し、サービスの質の向上と十分なサービス提供体制が確保できるよう取り組みます。

2) 日中活動（働く・活動する）／余暇活動（遊ぶ・学ぶ）の支援体制の整備

① 重点的な課題

重点課題 1 福祉サービス事業所の整備

障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現をめざし、社会参加を促す日中活動及び余暇活動を支援する体制を整備します。

また、障がい福祉サービス等の整備については、下記のとおり制度の谷間にあるものを特に意識して取り組みます。

(谷間にある施策の充実)

- 精神障がい者施策
- 医療的ケアが必要な重症心身障がい者施策
- 強度行動障がい者施策
- 発達障がい者施策
- 聴覚障がい者・盲ろう者施策
- 中途障がい者・高次脳機能障がい者施策
- 難病・慢性特定疾患者施策

重点課題 2 就労支援の充実

障がい者が能力と個性を発揮し、就労を通じて社会参加ができるよう、福祉・労働等の分野が横断的に連携し障がい者の就労支援に取り組み、障がい者が働く姿が日常の風景にある社会をめざします。

また、関係機関と連携し、市内の企業に障がい者雇用に対する理解を求め、障がい者の働く場の創出につながるように努めます。

(相談から実習を経て一般就労へつながる一貫した就労支援システムの構築)

●就労困難者支援ネットワーク会議の立上げ

障がいの多様化に対応できるよう、多様な就労支援相談窓口を整備するため、各種就労支援機関等が有機的に連携している「顔の見える関係づくり」に取り組みます。

●就労実習の場（機会）の充実

一般就労に向けて、職業の体験をする、訓練を受けることは非常に有効であり、そのような場（機会）の充実は重要ですので、市役所及び公共施設における障がい者職業実習体験・訓練の事業化に取り組むとともに、広くその整備を図ります。

●「障害者優先調達推進法」に基づく優先調達の拡充

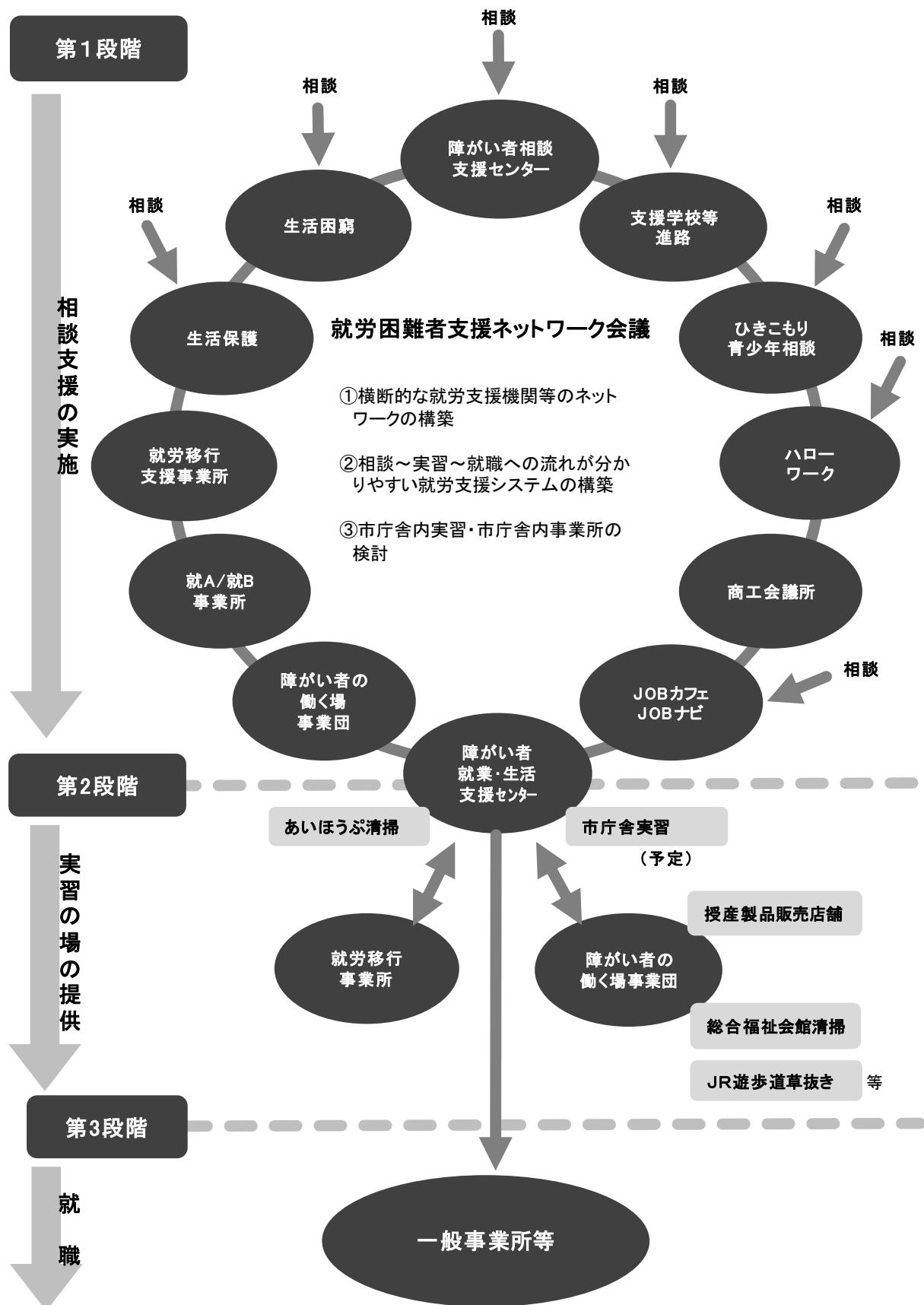
障害者優先調達推進法の啓発を十分に行い、障がい福祉施設からの物品の調達を推進し、官公需に係る受注機会の拡大に取り組みます。

●「障がい者の働く場事業団」との連携強化、事業の拡充

障がい者が地域の中で当たり前に働き、暮らしていくことができるよう、市内の事業者が集まり、オール吹田で「障がい者の働く場づくり」を進めている団体である「一般社団法人 障がい者の働く場事業団」との連携強化に取り組みます。

障害者優先調達推進法推進のための受皿にもなっている当団体との連携を強め、授産製品の店舗運営の補助、役務現場のスタッフの充実等の事業強化を図り、障がい者の働く場の充実に取り組みます。

【障がい者就労支援チャート図】



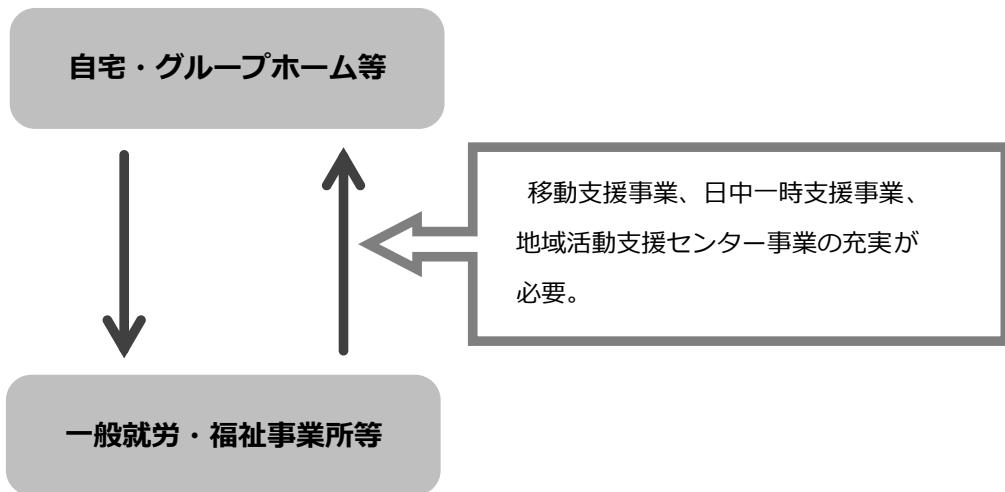
重点課題 3 余暇支援の充実

障がい者の生活の質（QOL）の向上において、欠かすことのできない要素である余暇活動について、その支援環境を整備します。

余暇活動について、余った時間を消費するという消極的なものではなく、自立や生活のスキルアップに向けた活動や、家族だけではできない体験等、豊かな支援環境の創出が必要です。

特に、青年、成人期にある障がい者は、自宅と日中活動系の福祉事業所との往復のみの生活になりがちであり、余暇活動が非常に乏しい状況にありますので、日中活動事業終了後の時間帯の余暇支援事業の整備は大きな課題です。

【余暇支援事業整備の視点】



★ 課題解決のため整備が必要な福祉サービス等

- | | | |
|-------------|---------------|--------------|
| a 日中活動系サービス | (生活介護) | (就労移行支援) |
| | (自立訓練〈機能訓練〉) | (就労継続支援A型) |
| | (自立訓練〈生活訓練〉) | (就労継続支援B型) |
| | (療養介護) | (就労定着支援) |
| b 地域生活支援事業 | (自発的活動支援事業) | (移動支援事業) |
| | (意思疎通支援者派遣事業) | (地域活動支援センター) |
| | (手話奉仕員養成研修) | (日中一時支援事業) |

② 現行サービス、基盤整備の考え方及び具体的な取組

a 日中活動系（通所系）サービス

【現行福祉サービス】

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障がい支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の人人が対象。主に昼間に、事業所において食事、入浴、排せつ等の介護等を行います。また、生産活動や創作活動等の場も提供します。
自立訓練	〈機能訓練〉 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者等が対象。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。 〈生活訓練〉 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のための支援が必要な知的障がい者、精神障がい者等が対象。自立した日常生活または社会生活ができるよう、定められた期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象。定められた期間事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援 (A型)	事業所内において雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要となる知識・能力を向上させるための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	企業等や就労継続支援A型での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった障がい者が対象。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応するため、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がい者で常時介護を必要とする人が対象。主に昼は病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上のサービスを行います。

【基盤整備の考え方】

- 障がい福祉サービスの基盤整備を図り、障がい者の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが必要と考えます。特に、医療的ケアの必要な障がい者の日中活動の場の整備が喫緊の課題と考えます。
- 日中活動系サービスの提供を通じて就労への機会を拡大していくため、障がい者就業・生活支援センターや大阪労働局、府内関係部局等との連携の強化が重要と考えます。
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等、従来の支援ノウハウ等に加えて、障がい特性に見合った支援が必要な障がい種別に対応できる事業者の拡充について積極的に取り組むとともに、精神障がい者の職場定着についても今後の大きな課題であることに留意し、その対応が必要と考えます。

【具体的な取組】

- 医療的ケアの必要な障がい者の日中活動の場である障害者支援交流センター「あいこうふ吹田」及び総合福祉社会館は、定員いっぱいとなっており、これ以上の受入が非常に困難になっていますので、新たな受皿整備に取り組みます。
- 現在サービスを利用していないが利用意向がある障がい者や、支援学校等の卒業生が見込まれることから、各障がい福祉サービスにおいて受皿整備が必要となります。多様なニーズに対応できるよう日中活動の場を整備していくためには、場所の確保や設備改修等多くの課題があり、課題解決に向けた検討が必要です。建て貸し方式の事業化、施設整備補助・運営補助の実施等、多角的な視点から、その整備に取り組みます。

b 地域生活支援事業

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
自発的活動支援事業	共生社会を実現するために障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
意思疎通支援を行ふ者の派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るために支援を行います。
	手話通訳者派遣 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者を派遣します。
	要約筆記者派遣 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るために、要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るために、手話奉仕員を養成します。
移動支援事業 (ガイドヘルプサービス)	障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター	障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や事業所によって活動内容が異なる機能強化事業を行います。
	基礎的事業 利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
	機能強化事業 (I型) 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。 (II型) 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。 (III型) 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

【基盤整備の考え方】

- 障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざし、障がい者の自立と社会参加を推進するためには、障がい及び障がい者に対するさらなる理解が促進されるよう、あらゆる機会を活用して、さまざまな啓発等の取組を粘り強く着実に展開していくことが必要です。そのため、自発的活動支援事業の積極的な取組が重要と考えます。
- 地域活動支援センターについては、障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るとともに、日常生活等に必要な情報の提供を適切かつ効果的に行うことができるよう、整備することが必要と考えます。
- 余暇支援環境を充実するために、移動支援事業、地域活動支援センター、日中一時支援事業の充実を図る必要があると考えます。

【具体的な取組】

- 意思疎通支援事業 -

- サービスの質の向上に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、社会参加を支援するため手話通訳者、要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- ボランティア団体や手話サークル等との連携を図ります。
- 手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を実施し、人材の育成に努めます。
- 重度障がい者の入院時における円滑なコミュニケーションのために支援員を派遣する事業について、評価・検証を行います。

- 移動支援事業（ガイドヘルプサービス） -

- 吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会と協働して、ガイドヘルパー養成講座等を開催し、人材の育成を進めます。
- 重度障がい者に対しては、複数派遣を柔軟に決定し、支給量を十分に確保する等、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- 事業の活性化、事業内容の充実を図るため、外出先の確保に取り組みます。

- 地域活動支援センター事業 -

- 精神障がい者の地域移行の促進、地域生活の充実を図るため、地域で生活する障がい者に対する相談・日常生活の拠点として、地域活動支援センター I 型の整備・機能強化に取り組みます。

- 日中一時支援事業 -

- サービス提供体制の充実を図るために、公共施設や福祉事業所等の開設時間外の活用等、地域資源の有効活用によるサービス提供を検討します。特に、成人の余暇活動支援を念頭において事業の充実に取り組みます。

3) 福祉サービスの担い手の確保

① 重点的な課題

重点課題 1 福祉サービスの担い手の確保

少子・高齢社会の進展により、ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、また、障害者総合支援法や介護保険制度の推進により、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められることから、サービスの提供の根幹である福祉人材の量的・質的両面における養成・確保が極めて重要ですが、現在、その確保が非常に困難であり、慢性的な人材不足の状態となっていますので、その対応が必要です。

② 基盤整備の考え方及び具体的な取組

【基盤整備の考え方】

- 新たな担い手確保については、市内大学との連携、福祉労働のネガティブイメージの払拭、職業としての福祉の啓発、福祉事業所の人事採用力の向上、奨学金返済に対する支援等の取組が必要と考えます。
- 職員の定着支援、離職防止については、住宅手当の助成等の福利厚生の充実、各種研修受講に対する支援（補助）等の取組が必要と考えます。

【具体的な取組】

- 福祉サービスの担い手の確保について、その対策を障がい福祉室のみで取り組むのではなく、高齢福祉室、地域経済振興室（労働担当）等の関係部局と連携し、『吹田市雇用対策協定*』に基づいた企画等において、情報を共有しながら取り組みます。

*吹田市雇用対策協定

本市と国（大阪労働局）の緊密な連携により、大学生をはじめとする若者、子育て助成、及び介護・看護・保育等の人材不足分野に対する就職促進及び市内企業等での活躍推進を図るため、雇用対策に関する施策を総合的、一体的に実施することを目的として、平成28年（2016年）5月16日に『吹田市雇用対策協定』を締結しています。

（事業内容等）

第2条 吹田市及び大阪労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組を別途「事業計画」として定めるものとする。

2 前項の「事業計画」の策定、「事業計画に定めた取組の実施状況の評価などは、吹田市、大阪労働局及びハローワーク淀川が共同で設置する運営会議で実施するものとする。

2 障がい福祉サービスの提供体制の整備等（成果目標）

第5期障がい福祉計画においては、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度（2020年度）を目標年度として、特定の障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

1) 地域移行者数の成果目標

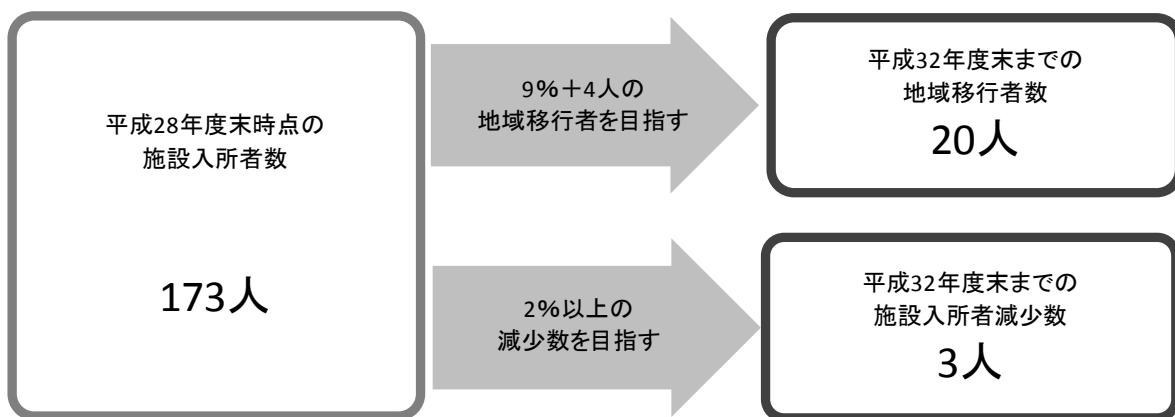
福祉施設入所者の地域移行者数の目標については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の9%以上の地域生活への移行と、第4期障がい福祉計画で定める目標に満たないと見込まれる人数を加えて成果目標とします。

また、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービスや相談支援事業の基盤整備については、在宅障がい者とその家族等への支援にもつながるものであり、今後とも主体的に取り組みます。

障がい福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図るとともに、相談支援の充実、居住の場としてのグループホームの量的・質的な充実、関係機関によるネットワークの構築等、地域で障がい者が安心して生活できる支援システムを整備します。

2) 施設入所者の減少数の成果目標

福祉施設入所者数の減少の目標については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成28年度（2016年度）末時点の施設入所者数の2%以上を成果目標とします。



(2) 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム（障がい版）の構築

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム（障がい版）に関連して、国の基本指針に即し、新たな目標として「障がい保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ります。

地域自立支援協議会精神障がい者支援部会において、第2章 2-(2)-2 新たな障がい福祉計画の策定に向けたアンケート(23ページ参照)の結果をもとに分析し、協議の場のあり方等を検討します。



【精神障がいに対応した地域包括ケアシステム（障がい版）の構築に係る協議体制の例示】

3層構造の主な役割	
<市町村ごとの協議の場の例>	
地域自立支援協議会に設置される精神障がいに対応した部会等	
<ul style="list-style-type: none">● 医療・保健・福祉の関係者が集まる場を創出することによる「顔の見える関係」の構築● 地域移行事例、地域定着事例等の事例検討を通して、課題を抽出	
<圏域ごとの協議の場の例>	
保健所が設置する協議の場等	運動
<ul style="list-style-type: none">● 精神科病院と市町村など地域の関係機関（医療と地域生活）の「つながり」の構築● 多様な疾患ごとに明確化された精神科病院の医療機能及び在宅医療についての情報提供	
<都道府県ごとの協議の場の例>	
大阪府自立支援協議会 地域支援検討部会 ／ 精神障がい者地域移行推進WG等	運動
<ul style="list-style-type: none">● 市町村及び圏域単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援● 市町村ごと及び圏域ごとの協議の場で協議され、提案を受けた地域課題の検討	

(3) 障がい者地域生活の支援

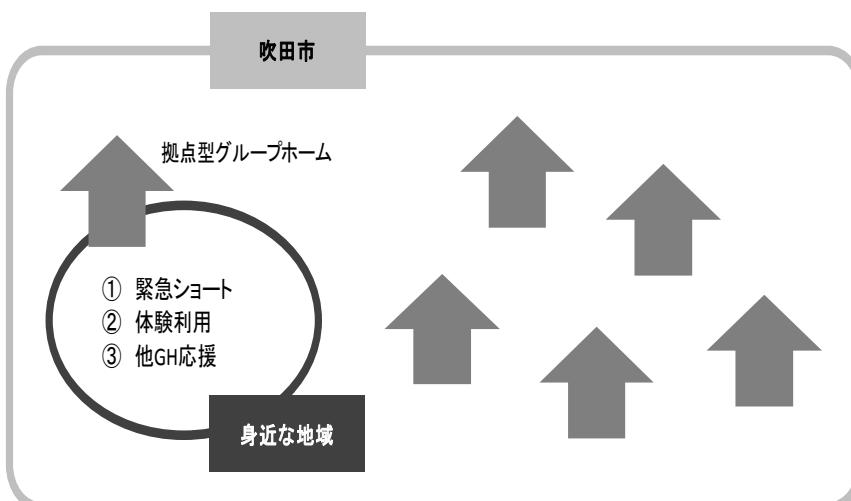
国の基本指針に即し、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度（2020年度）末までに少なくとも一つを整備します。

なお、本市においては、地域生活支援拠点として平成28年（2016年）6月に「くらしの支援センターみんなのき」が開所しており、ハードの整備ということでは、平成32年度（2020年度）末までの目標をすでに達成しているといえますが、本センターを拠点とした緊急時の受入対応体制の確保や、生活体験、訓練の機会及び場を提供する支援体制の構築等のソフトの整備は、まだまだ必要です。

まずは、市内事業所に呼び掛け、短期入所のネットワークを構築(81ページ参照)し、緊急対応や体験利用の利用システムをつくります。



【地域生活支援拠点等の整備イメージ】



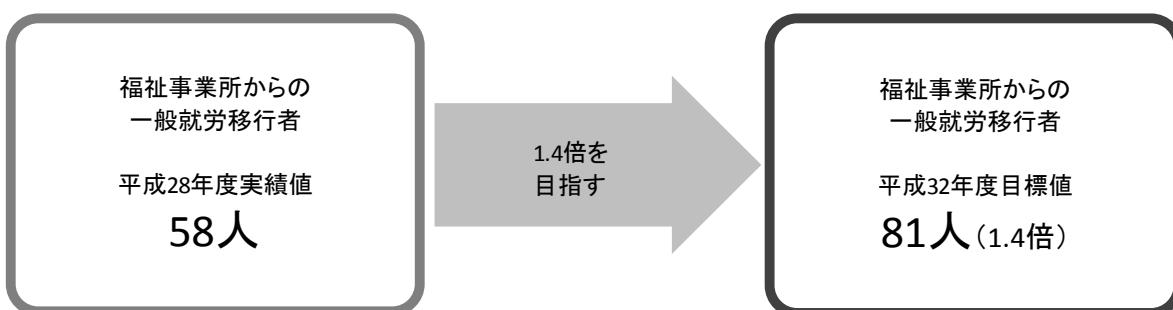
大規模な地域生活支援拠点等の整備を1か所で終わるのではなく、身近な地域に緊急ショート、体験利用、他グループホーム応援等の機能を備えた小規模の地域生活支援拠点（多機能グループホーム）を複数整備するイメージです。

(4) 福祉事業所から一般就労への移行等

福祉事業所から一般就労への移行等の促進をはじめ、障がい者の就労支援全般については、就労困難者支援ネットワーク会議の立上げ（87, 88ページ参照）等、関係機関と積極的に連携し、横断的に取り組みます。

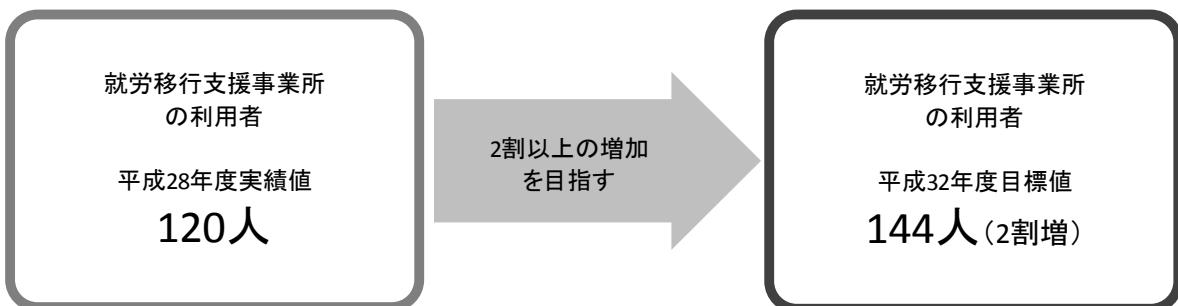
1) 福祉事業所から一般就労への移行

福祉事業所（就労移行支援、就労継続支援、自立支援、生活介護）から一般就労への移行者数の成果目標については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成28年度（2016年度）の一般就労への移行実績の1.4倍とします。



2) 就労移行支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数の増加の目標については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成28年度（2016年度）末における利用者数から2割以上とします。



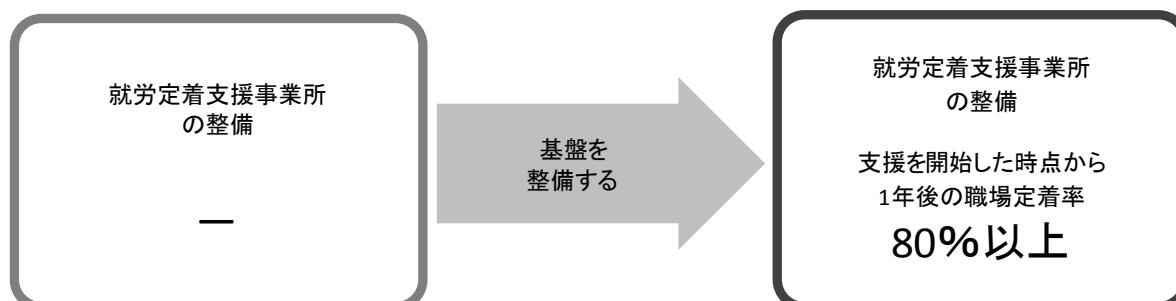
3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度（2020年度）末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるようにします。



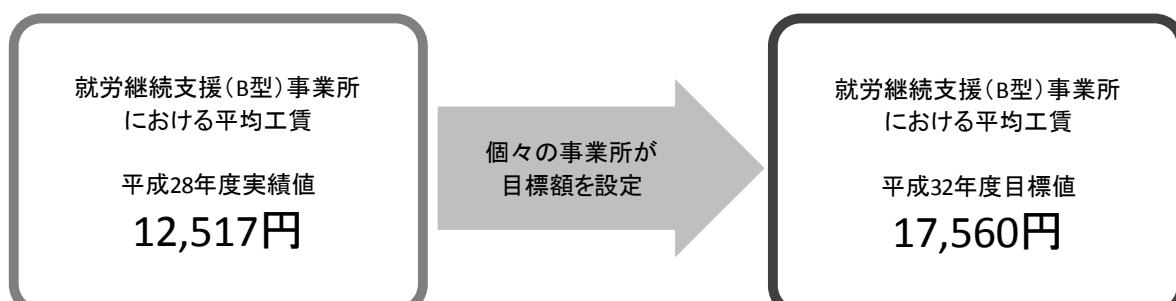
4) 就労定着支援事業による一年後の職場定着率

就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率については、国の基本指針に即し、大阪府の考え方を踏まえ、8割以上となるようにします。



5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

工賃の平均額については、個々の就労継続支援B型事業所が設定した大阪府独自の目標額を踏まえ、平成32年度（2020年度）の目標工賃とします。



3 障がい福祉サービス等の種別ごとの必要見込量（活動指標）

第5期障がい福祉計画においては、成果目標を達成するため、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）を設定します。

障がい福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として算出することを基本とします。

$$(\text{サービス見込量}) = (\text{実利用見込者数}) \times (\text{1人あたり月平均利用量} [\text{日数} \cdot \text{時間}])$$

（1）障がい福祉サービス等の利用見込量

1) 訪問系サービス（月あたりの利用者数、利用量）

項目	年度 平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
居宅介護	1,050	14,700	1,090	15,500	1,130	16,300
重度訪問介護	27	4,050	29	4,350	31	4,650
同行援護	124	2,720	127	2,790	130	2,860
行動援護	210	2,690	235	3,060	260	3,430
重度障がい者等包括支援	1	240	1	240	1	240

2) 短期入所サービス（月あたりの利用者数、利用量）

項目	年度 平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
短期入所 (ショートステイ)	440	1,740	470	1,970	500	2,200

3) 日中活動系サービス（月あたりの利用者数、利用量）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
生活介護		1,050	17,850	1,085	18,450	1,120	19,050
自立訓練（機能訓練）		5	40	5	40	5	40
自立訓練（生活訓練）		90	990	95	1,045	100	1,100
就労移行支援		132	1,190	138	1,310	144	1,440
就労継続支援（A型）		250	3,440	290	4,030	330	4,580
就労継続支援（B型）		470	6,530	495	6,880	520	7,220
就労定着支援		66	-	74	-	81	-
療養介護		40	-	40	-	40	-

4) 居住系サービス（月あたりの利用者数）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）
共同生活援助 (グループホーム)		540		570		600	
施設入所支援		172		171		170	
自立生活援助		8		8		8	

5) 相談支援等（月あたりの利用者数）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）	利用者（人）
計画相談支援		1,600		1,900		2,200	
地域移行支援		20		20		20	
地域定着支援		12		12		12	

(2) 地域生活支援事業の利用見込量

1) 相談支援事業等（実施見込み）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	
自発的活動支援事業	有	有	有	
障がい者相談支援事業所数	6か所	6か所	6か所	
基幹相談支援センター	有	有	有	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	有	有	有	
成年後見制度利用支援事業	有	有	有	
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	

2) 意思疎通支援事業（年間の実施見込み量）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	人数（人）	人数（人）	人数（人）	
手話通訳者派遣事業	200	200	200	
要約筆記者派遣事業	5	5	5	
手話通訳者設置事業 (障がい福祉室の手話通訳者数)	2	2	2	
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講習修了者数)	80	80	80	

3) 日常生活用具給付等事業（年間の実施見込み量）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用件数(件)	利用件数(件)	利用件数(件)
介護・訓練支援用具		45	50	55
自立生活支援用具		150	160	170
在宅療養等支援用具		90	90	90
情報・意思疎通支援用具		400	410	420
排せつ管理支援用具		7,800	7,800	7,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		13	13	13

4) 移動支援事業（年間の実施見込み量）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)	利用者 (人)	利用量 (時間)
移動支援事業		1,080	205,200	1,090	207,100	1,100	209,000

5) 地域活動支援センター（実施見込み数）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		箇所数	箇所数	箇所数
地域活動支援センターⅠ型		2か所	2か所	2か所
地域活動支援センターⅡ型		2か所	2か所	2か所
地域活動支援センターⅢ型		2か所	2か所	2か所

6) 日中一時支援事業等（年間の実施見込み量）

項目	年度 平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用量(人日)	利用量(人日)
日中一時支援事業	17,211	18,411	19,611
訪問入浴サービス事業	1,121	1,158	1,194